

令和2年第4回臨時会議事日程（第1号）

令和2年10月16日（金）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第70号 工事請負契約の締結について（令和2年度 道路更新防災対策事業
町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事）

日程第4 議案第71号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について

日程第5 議案第72号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	10月16日	金	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和2年第4回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 平成2年10月16日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 10月16日 10時00分

応 招 議 員 1 番 角畑 正数 6 番 太田 文則
 2 番 向野 倍吉 7 番 梅津 義信
 3 番 中家 章智 8 番 岸本加代子
 4 番 矢岡 匡 9 番 横川 清一
 5 番 山本 定生 10番 是石 利彦

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	花畑 明	福祉保険課長	守口 英伸
教 育 長	皆尺寺敏紀	子育て健康課長	石丸 貴之
未来まちづくり課長	和才 薫	建 設 課 長	赤尾 慎一
総務財政課長	瀬口 直美	地域振興課長	軍神 宏充
住 民 課 長	永野 公敏	上下水道課長	奥家 照彦
税 務 課 長	小原 弘光	教 務 課 長	別府 真二
会計管理者			

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	鍛治 幸平
事 務 局	奥邨 厚志
書 記	小谷瀬鉄平

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（是石 利彦君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。ただいまから、令和2年第4回吉富町議会臨時会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（是石 利彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、矢岡議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定について

○議長（是石 利彦君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり本日10月16日の1日間としたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日10月16日の1日間に決定いたしました。

これから議事に入ります。

日程第3. 議案第70号 工事請負契約の締結について（令和2年度 道路更新防災対策事業 町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事）

日程第4. 議案第71号 令和2年度吉富町一般会計補正予算（第10号）について

日程第5. 議案第72号 令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（是石 利彦君） 日程第3、議案第70号から日程第5、議案第72号までの3議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 皆さん、おはようございます。

提案理由の説明をさせていただきます。本日令和2年第4回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともにお忙しい中御出席いただき、まことにありがとうございます。

このたびの臨時議会には契約案件1件、予算案件2計の計3案件について御審議願いたく、御提案をするものであります。提案理由について御説明申し上げます。

議案第70号は工事請負契約の締結についてであります。令和2年度道路更新防災対策事業町

道小犬丸界木線佐井川橋補修工事について、地方自治法施行令第167条の2、第1項第8号の規定により、さる10月6日見積書を徴し、伸和建设株式会社が契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、議会の議決を求めるものであります。

議案第71号は令和2年度吉富町一般会計補正予算（第10号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,605万9,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額を47億3,985万円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症拡大とともに、今後インフルエンザの流行も懸念される時期を迎えるに当たり、住民の皆様を引き続き、感染への予防対策を行っていただき、新しい年を迎えるに当たり、少しでも笑顔で健康な生活を維持していただくために住民1人当たり2万円の応援給付金を支給させていただきます。

さらに、国の特別定額給付金の基準日である4月27日の翌日以降に生まれたお子様に対し、10万円の応援給付金の支給も行いたいと思います。

加えて、各種感染拡大防止対策等のための事業に要する経費も併せて予算計上するものです。

また、冬場の寒さや夏場での熱中症などによる健康被害を防止するため、エアコンを必要とし、経済的理由により現にエアコンの持ち合わせがない世帯に対し、エアコンの購入等に要する費用を助成するための予算も計上しております。

歳入では13款国庫支出金2項国庫補助金で1億2,266万6,000円の増額。17款繰入金1項基金繰入金で99万6,000円の増額。18款1項繰越金で3,239万7,000円の増額です。

歳出では主なものは2款総務費1項総務管理費で1億5,048万8,000円の増額です。3款民生費1項社会福祉費で60万円の増額。9款1項消防費で245万7,000円の増額等であります。

議案第72号は令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入及び収益的支出で99万6,000円を増額するもので、浄化槽切り替え接続費補助金の増額でございます。

以上、提出議案についてはいずれも行政運営上、重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第3、議案第70号工事請負契約の締結について（令和2年度 道路更新防災対策事業 町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事）を議題といたします。担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） では、御説明をいたします。

議案書 1 ページ、併せて資料ナンバー 1 をお願いします。

議案第 70 号工事請負契約の締結について。次のとおり、工事請負契約を締結することについて議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例、昭和 39 年条例第 93 号第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、令和 2 年度道路更新防災対策事業町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事。2、工事場所、吉富町大字直江、広津地内。3、契約の方法、随意契約。4、契約金額、7,920 万円、うち、取引にかかる消費税及び地方消費税額 720 万円。5、相手方、大分県中津市万田 648 番地 1、伸和建設株式会社、代表取締役山本寛泰。地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、随意契約をするに当たりまして、令和 2 年 10 月 6 日に見積書を徴したところ、資料ナンバー 1 見積結果調書のとおり、最低制限価格以上、予定価格の範囲内で見積書が提出され、伸和建設株式会社が契約相手予定者に決定しましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事内容につきましては、同じく資料ナンバー 1 の 2 枚目、位置図平面図等で赤色の彩色した部分が今回の工事箇所となっております。また、工事期間中は資料ナンバー 1、3 枚目の図面のとおり迂回路等を設置するように予定をしております。

本工事が当該契約にいたった経緯について、少し御説明をさせていただきます。本工事につきましては、当初、指名競争入札での契約を行うため、9 月 11 日の入札予定日として 9 社を指名し、8 月 28 日に指名通知をしました。しかし、この入札予定日の前日までに全社から辞退届が提出され、入札会は中止となりました。その後、新たに 13 社を指名し、9 月 30 日を入札予定日として、9 月 14 日に指名通知を行いました。この 2 回目の指名の結果、今回の見積書を徴した、伸和建設株式会社を除く、12 社から辞退届が提出され、1 社のみ参加となりましたので、参加が 1 社の場合は入札会を取りやめるということにしておりますので、この 2 回目の入札会も中止となりました。

そもそも当該工事につきましては、老朽化等に伴う通行車両、通行者の安全確保を目的としており、なおかつ、工事期間につきましても非出水期までに完了しなければならないというもので、財源につきましても本年度既に申請額と同額の補助金交付決定を受けているところでございます。

このようなことを総合的に勘案しまして、町としては当該工事は当初の予定どおり、年度内に実施したいとの結論にいたりました。

一方、地方自治法では、契約についてその方法が定められておりまして、その具体的な内容については地方自治法施行令で規定されています。今回の随意契約についても施行令に定めがあり、

指名競争入札に付し、入札者がいないときは随意契約ができるとされているものでございます。

以上のことから、本工事につきましては、先ほど御説明をいたしましたように、2回の入札会が中止となり、地方自治法施行令第167条の2、第1項第8号指名競争入札に付し、入札者がいないときに随意契約ができるという規定によりまして、随意契約をすることとしました。で、去る10月の6日、この2回目の入札会に参加意思のあった伸和建設株式会社から見積書を徴した結果、先ほどの資料ナンバー1見積結果調書のとおり、見積金額が税抜き価格で7,200万円円で提出され、最低制限価格以上予定価格の範囲内であったため、当該業者伸和建設株式会社を契約相手予定者に決定し、この契約を締結するに当たって条例の定めにより、議会の議決を求めらるものでございます。説明が少し長くなりましたが以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） これから質疑を行います。質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっております。なお、質疑の回数は同一議題について3回を超えることはできないようになっています。よろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は挙手をし、議長と発声後、私から発言の指名を受けてから行っていただきます。以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

本案に対し、質疑はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） おはようございます。今回工事契約についてですが、何点かお聞きしたいことがあります。先日の説明では迂回路を作るとかいう話があったんですが、ここを見る限り、自転車、歩行者になっているので、車両は通行止めになるのかと。あと、その車両通行止めになっているのが分かっているなら期間とかあれば。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

まず、資料ナンバー1の3枚目をお開きください。図面の中で網目のように表示しておりますのが仮設工事で、その中で歩行者自転車用迂回路と記載しております。中学校、それから界木地区の佐井川の豊前側にも住民の方がおられますので、仮での通行だけは確保するために仮歩道として設置をしております。

また、通行止めの期間でございますが、工事を着手してから現在の橋を撤去して、その後工場製作したものを設置いたしますので、工期では3月15日までとしておりますが、なるべく早い時期に工事の工程、進捗状況によって、通行が可能であれば、早くには通行を確保したいと思っておりますが、現在のところ、いつから通行できるかというのはまだお伝えできない状況でございます。

以上でございます。（「通行止め」と呼ぶ者あり）車両については橋が全く撤去してまいりま

すので、仮設をするまでは通行はできません。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 仮設の通り道が自転車歩行者用になっていて幅が2メートルだから車は通れない。車は通れるの。（発言する者あり）分かりました。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 続きまして、もう1個だけ聞きたいんですけど、この工事をした後で、また大雨とか増水とかあったときに、橋に支障が出た場合どうなるのかなど。よく今回のフォーユー会館とかでも前にしたときの後になって何とかいろいろ話が出る。そういうときの保障っていうのは、そういうのはどうなるんですか。ちょっとそこだけ教えてください。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 今の御質問は橋自体についてということによろしいですか。今回の工事は瀬口課長お答えしましたように、非出水期でしか工事の許可が管理者である県のほうから許可が出ませんでした。非出水期は概ね5月ぐらいまでを非出水期というふうに判断しております。その間どういった状況で降雨があるか分かりませんが、それまでに工事を終わらせたいと。ただ、大きな雨が想定される場合は、大型道路での仮設をしておりますので、十分その水量には耐えるような仮設は設けるつもりではございますが、仮設については通常の出水については耐えるという風に想定はしておりますので、大丈夫であろうというふうには思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 違います、違います。今回のこの工事している期間じゃなくて、終わった後に同じところにまた何かあったときはここが責任を持たないといけないのか、それとも町が、町長が心配されているようにまたまた、せな悪いのかその辺が分からない。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 今回の架け替え部につきましては、佐井川右岸側の橋台部と、それから橋脚部がコンクリートが腐食、それから現在、試行で設置しております部分の腐食がかなり寄生しております。そういったものを受けて、今回桁間の取替を行うわけですが。現在今の佐井川橋の構造っていうのは記載がありますようにRCラーメンT桁橋っていう構造、これは橋脚、橋台、それから桁が一体化されている構造のものです。こういった外力には強いというふうに言われております。その一部を今回工程でやるんですが、伸縮機能とかそういうところも持たせて、橋っていうのが流れに対して橋脚が少ないほうがそれを受ける力が弱い。ただ、現在ある橋脚部を撤去するわけにはいきませんが、今回架け替えする部分については、橋脚を持たず直接的な水

量に外圧的にはかかることがないので、その部分が落下するっていうことはないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 今質問は、完成した後に、壊れたときの責任はどのなのかっていう心配をしての質問だろうと思うんですが、今、工事のところ。そういうことは考えられるかどうか。どうぞ。

○建設課長（赤尾 慎一君） 佐井川橋、全体で考えますと、全国的にも水害によって橋が壊される状況っていうのは実際にごさいました。じゃあ、佐井川はそういった水害があったときにどうなのかっていうところは、ちょっと私も想定はしておりませんでした。想定以上の水量があったときに、壊れないっていうことは言えないんじゃないかというふうに思っています。大正9年に築造された、コンクリートも他の町内の他の橋に比べると状態はよいといっても、100年近い年数が経過しておりますので、建設した当時の強さっていうものがやはり減っているんじゃないかと思いますが、それについては今お答えできるような資料はございませんので。

○議員（5番 山本 定生君） 結構です。

○議長（是石 利彦君） じゃあ、山本議員、別の質問を。

○議員（5番 山本 定生君） もういいです。

○議長（是石 利彦君） いいですか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 6番太田です。

確認なんですけど、平面でいうと赤い部分が今回工事箇所ということを経務財政課長のほうから話がありましたけど、14メートルですかね、14メートルちょっとですか。それで、今この平面図を見る限り、スパンがありますよね、そのスパンに関しては、今後補修内容をやっていかないといけないのか、今回はこの部分だけなのか、予算上今回はこの部分だけなのかですね。全長を見たときに、今回はこの部分だけでいいんですよっていうことなんですか。ちょっとその辺、よろしいでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） 佐井川の補修工事につきましては、橋梁の国の保全計画に基づいて、補修を計画しております。令和元年度は赤色の部分を除いたところの表面舗装、舗装部を取り除いて、その中の砕石の状態でありましたので、重量を軽くするために橋梁コンクリートを利用し、この舗装カラーの雨水の浸透が桁に影響がないような防水シートを実施いたしました。今年度は右岸側の一桁間の取替をやるんですが、次年度は橋脚部がコンクリートのアルカリから中性になることによって、コンクリートっていうのが劣化いたしますので、その部分の補修、断面補修に加えて、劣化を防ぐための含浸塗装。中性化を少しでも進行を抑えるための塗装を実施いたす予

定にしております。それによって、特に佐井川橋は海岸部に近い関係もあって塩害等もございますので、そういったものの考慮をして、そういった塗装の実施をする予定にしております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 1つお尋ねいたします。随意契約にいたったまでの説明はよく分かりました。ただ、一度目の入札会、二度目の入札会で不調に終わった原因というのをよく調べて、工事価格、あるいは工期の延長、そういうのは考えなかったのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

まず、1回目の入札会が不調になりまして、辞退届等の提出があった窓口を持ってこられた業者さんには理由も確認しております。基本的に技術員の配置が難しいというところが主な内容だったかと思えます。2回目につきましては、選定の中で結局最終的には工期についてはやはり入札が若干遅れますので、当初15日だったのを10日間だけ延ばして25日というところで入札会を行いました。選定については、やはりこの工事ができる業者というところを県内、近隣の中から探して入札会をしましたが、2回目もやはり技術員の配置と、あと自社が抱えている仕事から考えたら、ちょっと今回は辞退させてくださいということでした。理由としては以上のことを業者のほうからは言われております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 業者といたしましては、多分人員の配置ができないということで辞退の理由になるのかと思いますが、今までの経験上、何度も不調があったときに、やはり価格帯が合わないんじゃないか、そういうことが多々あったと思うんですが、そういう見直しはされなかったんでしょうか。それだけです。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 価格、設計等については今回1回目も2回目も見直しは行っておりません。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 先ほど財政課長の説明でもあったんですが、2社以上でということでした。予定価格については最低制限価格を設けていますよということを行った上で、予定価格で事前公表だというふうに聞いているんですけど、それでいいのかどうかということですね。

それと、以前1社で入札したことがあったかと思えます。今のように1社以上になったのはい

つぐらいからなんですか。そしてまた、その理由と、それから今後はこの方針でいかれるのか。そのことをお願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 御質問の1つ目ですけれども、予定価格及び最低制限価格とも事前に公表しておりますので、入札の指名通知の中にその数値は入れさせていただいております。

2点目ですが、1社の入札の場合は入札を取りやめるとするのは、確か平成28年当時だったと思います。議員の皆様からの御指摘もございまして、一般競争入札ではなく、指名競争入札という限られたこちらの指名の方が1社を除けたもの以外が辞退した場合、やはり1社では競争性がないんじゃないかという御指摘も受けて、町内で協議をして、1社の場合は取りやめるということにしております。

今後につきましても、当然今の1社の場合取りやめるということで不調になることが何回か過去ありましたけれども、今のところはそれを変えるという具体的な話はまだ出ておりません。

見積もりにつきましては、すみません、最終的な見積もりをいただいたときには見積もりの通知を差し上げた業者さんに出したのものについては予定価格等は、予定価格、最低制限価格は設けているけれども、その数字については非公表というところで通知を差し上げております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、1回目、2回目の入札会で指名された予定価格と最低制限価格は幾らなんですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 1回目の予定価格は見積もり結果調書に書いております資料に載っておりますけれども、1回目も2回目もこの数字、予定価格7,094万2,500円。最低制限価格が7,229万3,100円ということで設定をしておりました。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） そうすると、そこは執行部としては変えないで見積もりというか、随意契約の場合はそこを伏せた状態ですっていうことですか。そうすると、業者のほうは入札会のときは示されていますよね、その額が。示されているけれども、それがそのままいってまいりますよということとは分からない状態だということですか。そういうことですか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 岸本議員さんおっしゃるように、通知の中に入れておりませんので、そういうことになります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。矢岡議員。

○議員（4番 矢岡 匡君） 資料で民間の土地が表さわされていると思います。

○議長（是石 利彦君） 右側。

○議員（4番 矢岡 匡君） 民間。当初予算をもう1回資料で2カ所あったと思うんですね。

1カ所になったんだろうと思います。この民間の土地の協力の要請といいますか、そちらは滞りなく行われているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 建設課長。

○建設課長（赤尾 慎一君） お答えいたします。

個人の土地であります御質問につきましては、年度当初に所有者の方にはお会いして、供用の開始に伴って、その土地を使わせていただきたいということで了解をいただいて、こういった計画を立てておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第70号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今、入札のあり方とか、その工事価格のあり方について、説明を聞いたんですが、今回99.07%でした。そして、2回不調に終わっています。10社と13社ですね。それから、やはりこれはいろんな意味で考えていかなければならないんじゃないかなということを今思っています。それで、法律にも触れていませんし、言われた年度内に完成したいということも分かります。反対はしませんけど、私もどこが問題なのかというのはきちんと具体的には言えないんですけど、考えていく必要があるんじゃないかなということを意見として申し添えて賛成いたします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号工事請負契約の締結について（令和2年度 道路更新防災対策事業 町道小犬丸界木線佐井川橋補修工事）はこれを可決することに決しました。

日程第4、議案第71号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第10号）についてを議題といたします。これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に、4ページ、事項別明細書。総括歳入。5ページ。同じく総括歳出。次に、歳入6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。次に歳出に入ります。歳出7ページ。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 2款1項5目18節備品購入費53万5,000円。このサーモグラフィーカメラの導入ですが、このカメラセットは撮影を記録ができるのかどうかということをお聞きしたい。というのは、撮影を記録できれば、後で感染者がいたときに追跡にも使えるかなという。後は防犯対策にもせつなくなんで、そういうのもできるのか。その1点です。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） 今回の設置しますサーモグラフィーカメラ、モニター用のパソコンとモニター設置します。これにつきましては記録ができるものとなっております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 19節吉富応援金、2万円の給付金のことなんですけど、全協のときに説明があったかと思うんですけど、ちょっと記憶にないので。基準日っていうのは、いつになるのかということと、皆さんとても喜ばれると思うんですけど、なぜ今なのかということですよ。つまり、国の補正予算が確か6月ぐらいに通ったかと思うんですけど、いろんな議論がされたと思うんですけど、国の10万円の給付金のときは1日も早くということで考えられたと思うんですけど今回今っていうのがどういう事情なのかなと聞きたいと思います。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） お答えいたします。

まず、基準日についてです。基準日につきましては、要項を制定して、基準日を設定いたしました

いと思っております。本日御議決いただけるということを想定をしたところ、準備が整えばこの後要項を告示をし、本日を基準日として進めていきたいなというふうに考えております。

また、この給付の時期についてですが、岸本議員おっしゃいましたように、これ国のほうから6月の末に二次の補正ということがありました。そのころからこの今回の1人2万円というのは計画を始めたところでございます。その後、うちの未来まちづくり課の課内、役場内の担当課長会等々で案を練ってまいりまして、8月の終盤にはある程度固めております。9月の国のこの臨時交付金の実施計画には既に計上し、国に申請し、次期をいつがいいのかというのを検討してきたところです。その上で、この12月の年末に向けて、町民の方を応援するという意味でこの時期に決定をいたしましたということでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 同僚議員と同じ19節のところの質問でございます。新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を主な財源としてという説明は既に受けたところでありますが、この2万円という給付額が本町の財政事情から考えて、最大限の金額ということで捉えていいでしょうか。ということが1つと。あと1つは、この給付の時期を先ほど同僚議員もおっしゃられていましたけど、私のほうからは先般全協で説明を受けた内容として12月の賞与が大幅に減というところに対する町としての思いもあるようですという説明を受けました。それだけではないんでしょうけども。ただ単に、給付の2万円という額に捉われるだけでなく、町としての思いを町民皆さんへの全体への思いを、2万円の思いを給付金と合わせてすることを考えているでしょうか。この2点について質問です。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 3点の御質問をいただいたかと思っております。まず、この2万円が最大限かという御質問でございます。最大限かどうかというところは詳しく検討はしておりませんが、吉富町で今できうる支援、応援という形で2万円を出しております。

それと、今議員のほうで年末の皆さん、お困りの時期の助言がございましたが、町としましては、この12月につきましては、長引くコロナ禍における家庭や事業所の方々に与える影響を十分考慮した上で、冒頭町長が提案理由の中で説明いたしましたように、町民の皆様が健康で笑顔で新年を迎えるための支援をするという意味での給付でございます。当然そういった先ほどの思いにつきましては、皆様に給付をする段階でまちとしてもしっかりとメッセージを添えて、お届けをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 同じところなんですけども、前日の説明で私が理解するに所得補償ともう1つ現在政府は新型コロナ対策と経済対策を同時に進めています。そこで、いま一度町民の皆様には正しい新型コロナ対策を認識していただくとともに、その対策費の一部に使用していただければと。それは執行部の皆様のお考えだと思います。私の認識はそのようなことなんですけど、よろしいのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まさに町長の冒頭の提案理由の説明のとおり、今向野議員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） すいません。まだ上の目にあつたんですがせっかく皆さんが言っているの。上下いったら悪いんで、ここ1点だけ確認させてください。同じこの2款1項19目19節の負担金補助及び交付金のところです。先日全協で前に定額給付金10万円があつたときの資料を使って今回はすばやく進めたいという話だったんですけど、これは個人情報上、問題はない。前回の情報使っても。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 今回の給付につきましては、町が持っている情報として4月の国の定額給付金の申請を受け付けたときの申請の情報、口座の情報というのを持っていますので、基本はその情報を活用し、その後変更があつたり新規に基準日までに転入をされてきたような方っていうのを主に申請をし、後の方は辞退の意向がなければそのままそちらの情報の口座へ振り込みをするというような形で準備を進めていこうというふうに考えております。

○議長（是石 利彦君） 法令上。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 法令上につきましては、特段問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 分かりました。もうここは終わります。ちょっとその上の2款1項13目13節委託料のホームページ業務委託料という話で、今回199万7,000円が出てます。ホームページをリニューアルするということなんですけど、これ以前お話をさせてもらっているんですけど、うちのホームページっていうのはパソコンで見ると最大限よく分かりやすいようにできているんですけど、今回の台風でも災害時に避難した方とかは、情報がないからスマホを使ってするんですけど、今回スマホを、今もう誰でもスマホで見る方がほとんどだと思うんです

よ。スマホとかそういうタブレットとかで前提にした作りにしたほうがいいんじゃないかなと僕個人的に思っていて。あくまで僕個人ですよ。パソコンでは別にスマホの画面のやつでも見れるんですよ。当然。ただ、パソコンで見ることを前提にした作りであるとしてもスマホとか画面が小さくなっていくと情報量が限られてきて使いづらいんですよ。結局情報量が多くなってしまいうんで。そうすると、今吉富町の災害時に使えるのがフリーWi-Fiが15分間ですから。簡単にできたほうがいいかなと思う。そこは検討されますか、されないですか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） 現在のところ、端的に言いますと、ホームページを閲覧する皆様がより分かりやすく見やすい内容にリニューアルということで大きな表題は考えております。その中で、例えば不要なボタンを減らして、もっとスムーズに検索ができるようなというようなことも検討するようにいたしておりますので、今山本議員がおっしゃったようなそういったスマートフォンから見やすさというのを十分考慮した上で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 分かりました。ぜひよろしくお願いします。

その下の18節備品購入費でウェブ会議を今後増やしていく。コロナ禍でそういう遠隔というのをするんでしょう。ですから、ウェブカメラのウェブシステムか。ウェブ会議システムを導入するという話で5台ですかね、言われていました。どこに設置するのかなど。会議室か何か集まる場所にモニター設備を作るのか。それとも、ある程度部署に持っていくのか。集まったところにこう作ればまた3密になってあまり意味がないとちょっと思ったんで。どういう構想なのか。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

この備品購入費については会議用のパソコンの本体とカメラ、ヘッドホン、マイクなんですが、基本的にはどこかに設置した常時設置しているというものではなくて、パソコンを購入しまして、例えば教育委員会でも来週あるんですけど、そういうところにも持って行って、そこでパソコンにカメラあるいはヘッドホン、マイク等も必要であれば付けて、会議に臨めるというような形で、常駐というものではなくて、必要な場所で必要なときに使えるというものにしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） それでは次にいきます。

2款1項20目の19節負担金補助及び交付金500万。こちらの町独自の新生児の応援

10万円という話だったんですが、先日の説明では来年の4月1日までの出生された方に対してというお話だったんですが、これ今回の町が発表した後に、こんなのがあったんだって言ったら今からつくったら。(笑声) もう今お腹にいる子じゃないと間に合わないわけですよ。これできれば今から1年とかできんのかなと思って。というのが、これでもし子供が増えたら、第二の吉富町花畑ベビーブームになると思うんで、それはちょっと無理なのかな。その1点だけ。せっかくなんでね。せっかくなんでどうかなと思って。できないかどうかちょっと教えてください。

○議長(是石 利彦君) 子育て健康課長。

○子育て健康課長(石丸 貴之君) お答えいたします。

今回の予定では本年度緊急の対策の一環として4月27日、そのときは4月27日生まれまでしかもらえなかったのが、同学年ということで4月1日まで、4月28日以降4月1日までということで検討してまいる。山本議員おっしゃるように、ここから1年と言われれば今後は検討の必要がある、住民増やすためには検討の必要があると思っておりますが、今回につきましては、4月27日に吉富に住所があつて、同学年ということで交付の対象ということで今回の予算は計上させていただきます。

以上です。

○議長(是石 利彦君) ほかに質問ございませんか。もとい、歳出8ページ。山本議員。

○議員(5番 山本 定生君) 9款1項4目18節備品購入費の174万7,000円で、避難所のスポットクーラーを購入ということで、これ大変いいことだと思います。ただ、少しだけ懸念があるので教えてください。スポットクーラーというのは一応本体に室外機の設置、同じの1個で冷房と暖房ができる。言い比べると冷房と暖房が出るんですよ。設置場所によっては、同じ室内に置くと冷えないんですよ。そういう対策、ダクトをつけるとか、何かそういう対策は取っているのか。そこら辺を教えてください。

○議長(是石 利彦君) 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長(和才 薫君) スポットクーラーの構造的には今山本議員がおっしゃったとおりでございます。ただ、体育館、武道館等でスポットクーラーですので夏場の暑い時期だと思っております。当然、冷気が出るところと暖気が出るところでございますので、暖気については蛇腹等のホース、パイプで外に逃がすということも当然検討いたしますし、ただ、空間がひろうございますので、暖気が上に逃げて冷気は下にいくということで、皆さんが避難しているところには冷気がくる。暖気は上に登っていくというようなところですので、その2つを考慮しながら使っていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長(是石 利彦君) ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のところでスポットクーラーというのは1台の単価はおいくらなんだろうかっていうのが1点。あと、1目20節扶助費のエアコン購入等助成事業費、このことなんですけど、これ周知はどんなふうになさるんでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 未来まちづくり課長。

○未来まちづくり課長（和才 薫君） まず、スポットクーラーの単価について私のほうからお答えします。1台が9万2,000円のプラス消費税です。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） エアコン補助についてお答えいたします。

本日御議決をいただきましたら、11月号の広報よしみで周知をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（是石 利彦君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 広報よしみで周知してくださるということなんですけど、広報もあんまり読まないような高齢者の方とか多いんですよ。そういう補助事業があつて、一生懸命我慢しているんだけど、それをもらえるっていうことが分からない方もいらっしゃると思うので、ぜひ民生委員さんとか京築福祉のケースワーカー、そういった関係者の方にぜひお伝えしていただいて、そういった補助が受けられるようにしていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 福祉保険課長。

○福祉保険課長（守口 英伸君） 議員おっしゃるように、民生委員、京築福祉のケースワーカーには周知をお願いいたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。歳出全般について質疑はありませんか。梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 先ほど聞きそびれたので。7ページの同僚議員が聞いていたことが、20の目の19節の出産育児応援特別給付金のことなんですけど、同じ年度に生まれた子供たちということで来年4月1日まで出生した人に子供さんにとすることは理解しておりますが、例えば5月1日に生まれまして。よその町へ行きましたと。今ここにいない人にも適用されるのか。そして、4月1日までに出生届を出せた子供には支給の方は分かるんですね。27に一応終わっているんで。28日の時点では吉富の住民だったのに、転出したのはどうするかっていうことについて、説明を受けたような、既に説明を受けた気がするんですけど、私失念いたしましたので再度お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） 今回の該当者につきましては、4月27日に吉富町におられて、引き続き吉富町に住んでいる方ということで要項のほうは検討しております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） いいですね。ほかにございませんね。

歳入歳出全般について御質疑ありませんか。横川議員。

○議員（9番 横川 清一君） 素朴な質問なんですけど、コロナ対策の交付金ですね、これ国の三次補正とか四次補正があるんでしょうけれど、吉富町の交付金の算定基準とかいうのは内示があったのでしょうか。もしなければ総務財政課のほうでこんなふうじゃないかなというところがわかれば教えてください。

○議長（是石 利彦君） 総務財政課長。

○総務財政課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今回の国から交付される交付金の算定基準ですが、一応算定基準、地方に対してこういう算定でということではきていますが、非常に複雑な計算をするようで、例えば人口であるとか、コロナに対しても特定警戒都道府県と指定されたまた地域であれば、そうじゃない地域と比率が違うとか、あとは財政力であったりってところで、算定はしているようですが、なかなか計算式、私も一通り見ましたが、ちょっと非常に難しい算定方式の中でいろんな条件を加味して国が交付をするという形を取っているものでございます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） よろしいですか。歳入歳出全般でほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 以上、補正予算書全般について御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（5番 山本 定生君） 町独自施策の応援給付金2万円支給です。当初は隣町が配り、吉富町は何もしないのかなど、厳しい指摘や様々な要望が出た中で、まずは必要なところを見極めると職員一丸となり、小さなことから町民を下支えしてきた。その結果、吉富町は様々な支援が行われているとの高評価を受けている。その今だからこそこの時期の支給は大変いい判断だと思います。この冬はインフルエンザとの同時流行が懸念されていますので、その注意も一緒に住民に届けてほしいと、当補正予算に対して賛成いたします。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。向野議員。

○議員（2番 向野 倍吉君） 令和2年度一般会計補正予算（第10号）には、新型コロナウイルス対策費が計上されています。4月7日に緊急事態宣言が発令により、人の移動が制限され、不要不急の外出を控えるとともに、3密にならない新しい生活習慣が生まれました。本町民の皆様はルールを守り、不自由な生活を送っていただいています。

現在は、感染対策と経済対策の両方を進めるために、少しずつですが、移動も自由になりました。が、今後は新型コロナウイルスとともに生活するために、いま一度感染対策を考えるべきにきています。先ほどの答弁でも厳しい財政事情の中、町民の生活を守る、執行部の強い意志を感じることができ、私の賛成意見とします。

○議長（是石 利彦君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決します。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第71号令和2年度吉富町一般会計補正予算（第10号）については、原案のとおり可決することに決しました。

日程第5、議案第72号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題

といたします。これからページを追って質疑に入ります。補正予算書1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。補正予算明細書5ページ。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 今回の29節の報償費、99万6,000円についてちょっと確認させてください。下水道区域内で例えば家を新築したとか中古住宅を購入したとかいう場合には地域内だから合併浄化槽の費用が補助金がもらえないということだと思えます。そうした中で、下水道が今回整備されて、接続をしないといけないような状況になったとき、どうしても5人槽であれば33万ちょっと事実出しているじゃないですか。今回も下水道を通すことによって、またその下水道の管理、接続する費用はもちろん捻出しえないといけないような状況だと思えます。そういった面での今回の99万6,000円の補正なのか。その補正に対してどういう補助金というか、どういう補助をするのか。例えば、合併浄化槽から下水につながった方が対象だと思うんですけども、そういった場合のこういった工事に対しての補助をするのか、説明をお願いします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 先ほどの太田議員から御質問いただいたとおりでありまして、下水道工事は下水道事業認可区域内で行うことになっております。そのときに、下水道事業認可区域全てに下水道本管が入っていれば、これはもう何も問題ないわけですが、時系列的に考えますと、まずその事業認可というのを制定いたしまして、そのエリア内を数年かけて下水道本管を設置してまいります。

そのタイミングで下水道本管よりも先に新しく住宅が建設される場合があります。住宅を建設する場合、そのし尿排水につきましては、必ず下水道か浄化槽を持って処理しなければならないというふうになっておりますので、その場合は当然浄化槽設置することになります。その場合というのはまた下水道本管が到達していない場合ですね。浄化槽を設置します。

そうしますと、浄化槽のほうで考えてみますと、浄化槽を設置することに対し補助金が出るのは、下水道事業認可区域外になります。区域内であれば、当然浄化槽は自己資金によって設置することになります。そうした場合に数年後にはその自宅付近に下水道本管が布設されることになります。当然私たちは下水道法にのっとりまして、下水道が使えるようになった後には浄化槽の汚水も下水道につないでくださいと、切り替えてくださいという推進をしております。そのときにどうしても自己資金で浄化槽を設置された方は数年以内にその新しい浄化槽を潰し、下水道につなぎこむということにやはり費用面がまた二重にかかりますものですから、どうしても抵抗感があるものと思われまして。そうしたときに、この浄化槽の切り替えの補助金を説明をいたしまして、先ほど質問にありましたように、浄化槽を廃止する費用、そして浄化槽に流入していた流入口から公共柵につなぎ変える工事費を私たちのほうで補助金として助成することによって、言

い換えますとその家庭の方につきましては手出しなしで下水道のほうに切り替えられると。そういったことになります。そういったことを受けて、下水道につながるのもタイミングも重要だと思っております。そういったことで、下水道の接続を向上させるというところで、補助をしている補助金になります。当然、その公共枿の設置につきましても、工事のときによく現地の調査をいたしまして、浄化槽が設置されている家庭におきましては、その浄化槽から切り替えやすいように浄化槽付近に公共枿を設置するそういった事にも配慮して工事を進めております。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。太田議員。

○議員（6番 太田 文則君） 例えば今言うように、今合併浄化槽があるときに、下水でつながるその分が結局使えないような状態になるんじゃないですか。そういったどのような処理をして、補助金を出すのか。その点について御回答お願いいたします。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 浄化槽をまず廃止する場合には、浄化槽の中には汚泥が沈殿しております。浄化槽も小さな下水道と申しまして、浄化槽の中で汚水し尿を処理するのは微生物、バクテリアです。そういったバクテリアがし尿や排水を食ったとき、ある程度。食べていくわけですが、そういったときに排泄物があったり、バクテリアの死骸があったり、またはバクテリアが全て食べつくせないような固形物があったり、そういったものは汚泥として浄化槽の底部に沈殿をいたしております。そういった浄化槽を廃止する場合はそういった汚泥を衛生車が全て汲み取りまして、そしてその水槽、浄化槽の中を石灰等を用いまして、消毒をいたします。そして、最終的に浄化槽廃止する場合は、その全てをもう撤去するという事はなかなか施工しておらず、浄化槽の中にも再び水が溜まらないように、底部に、底の部分に穴を開けております。そして、浄化槽の中、その土で埋め戻しをいたします。そして、元々浄化槽の蓋があった部分までコンクリートで埋めて仕上げると、そういった形で浄化槽のそれが廃止すると手続きになります。そして、今まで浄化槽に流れ込んでいた配管を公共下水道の公共枿のほうに配管替えをしていただき、家庭の中から出る汚水やし尿が浄化槽の中に入るのではなく、今度配管替えした配管を伝い、公共下水道のほうに流れ込むとそういったことを行う工事費に対して上限33万2,000円ということで制定いたしまして、そのかかった費用を補助をしておる状態であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 太田議員、最後です。

○議員（6番 太田 文則君） それを工事するときに、例えば吉富町指定の水道業者じゃないとだめなのか、一般の土木業者でいいのか。5人槽であればどのくらい、7人槽であればどのくらい。もちろん、槽の大きさが違うと思いますので、金額はもちろん違うと思います。大体でいい

ので、金額分かるのであれば教えていただけないでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 下水道につなぎ込みをするときの工事の中であわせて浄化槽廃止いたします。ということから、下水道工事のときにお知らせするわけですが、下水道の工事をする町の指定店がその工事を行うことになります。そして、平均的なことになります、どうしても先ほど私がお答えいたしましたように浄化槽をどのように撤去するか。下の部分だけコンクリートするようにするのか、あるいは、蓋がそこに浄化槽があった痕跡を残さず、下の部分から少し掘り下げたところまでコンクリートを打設して、1面コンクリート仕上げにしてしまうのか。それぞれの御家庭で判断が違うわけですが、そういったところによって費用がまちまちです。大体私たちが今実績として思っているのは、大体20万円前後というところでの実績がおおごいます。

以上です。

○議長（是石 利彦君） 梅津議員。

○議員（7番 梅津 義信君） 同じところですよ。今の課長の答弁を聞いて、私は聞かなければならないところがあるので、聞かせていただきました。住民に対して公平というところからしますと、今議会、臨時議会議決後にそれは手出しなく既に認可区域内で浄化槽をしていたところに促進のためにつなぎこみについては促進を含めてやるというのはよく分かります。公平性というところで、絶対これ町民のほうから出てくる。俺のところは何年か前にもうしたぞと、手出しでと。いうことで、何人か何件か絶対出てくる。そういった方々への対応というのは考えているのでしょうか。

○議長（是石 利彦君） 上下水道課長。

○上下水道課長（奥家 照彦君） 今回お願いをしている補正予算、当初予算にも当然予算計上をしております、今年度非常に下水道に接続をしていただく方が増えてまいりまして、当然下水道への接続率も向上してまいりました。この補正予算を組んだから制度が始まるのではなく、以前からあった制度でございます。平成28年度にこの補助金制度を設けまして、実績を申し上げますと、平成28年は1件、29年度が1件、平成30年度が4件、令和元年度は4件、今年度はこの時点で既に11件の申し込みがあり、接続をしております。そういったことから、今回の補助金の補正増額をお願いしているわけです。平成28年度以前にそういった形でつながれた方につきましては、そういった補助制度自体がまだ町の中にありませんでしたので、その28年度以前の方たちにまで遡及して補助を行うというのは現在考えておりませんが、28年度以降、この予算を成立させていただいた範囲内の該当者には全て交付されておると、そういう状況であります。

以上です。

○議長（是石 利彦君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

以上、補正予算全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第72号会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（是石 利彦君） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号令和2年度吉富町下水道事業会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（是石 利彦君） 以上で、今期臨時会に付託されました事件は全て議了いたしました。ここで町長より議員の皆様に御挨拶がございます。町長。

○町長（花畑 明君） それでは、お礼を申し上げます。本日は本年第4回目となります臨時議会を招集をさせていただきました。何かとお忙しい中、御出席をいただき、また、慎重な御審議、かつ、大切な御意見をいただき、感謝をしております。今回執行部が提案をさせていただきました全ての議案に対しましても、提案通りの御議決をたまわり、まことにありがとうございます。御議決いただきました佐井川橋補修工事につきましては、本契約に関する事務手続きを早急に行い、地元住民を初め、利用者には一時期御不便をおかけすることにはなりますが、通学路にもなっておりますので、工事期間中の安全確保は十二分に行い、この改修工事を安全にそして確実に

実施していきたいと思っております。

また、予算につきましても、住民への応援給付金の支給を決定いたしました。今朝のとくダネというテレビニュースにて、吉富町のこの取組が全国的に報道されました。国においても5万円を給付との話も段々出ておりますが、本町としましては、町民の気持ち、思いに寄り添い、皆さんに健康で希望が持て、そして笑顔で新しい年を迎えていただきたい。その強い思いと議員皆様のその思いへの御理解に感謝をし、年内に皆さんのお手元にしっかりとお届けをしたいと思っております。

ここ数日の季節の移ろい、秋の肌寒さを感じるようにもなりましたが、まだまだコロナ禍での厳しい毎日であります。これからインフルエンザの予防対策もしっかりと行いながら、その他の様々な町の事業も丁寧に着実に実施をしていきたいと考えております。どうか、今後ともよろしくお願いを申し上げ、簡単ではございますが、お礼の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（是石 利彦君） これを持ちまして、令和2年第4回吉富町議会臨時議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時14分閉会
